様式３－４（新規開店特例）

開店１年未満（原則）専用　申請店舗の売上高等記入・計算書

- 下の枠内から、算出方法を１つ選択（✔）し、協力金支給申請額を算出後、様式１に転記してください。
- 申請額の算定となる売上高は、**消費税及び地方消費税を除いた金額**です。（飲食業以外の営業収入や雑収入等も含みません。）
- テイクアウト、デリバリー等、営業時間短縮要請の対象外となる営業形態の売上については除いてください。
- 税抜金額が不明の場合は『税込の売上高÷(1.00＋税率)』で税抜売上高を計算しても構いません。（期間中の１日当りの売上高が税込83,333円以下の場合、税抜処理は不要です。）
- 記入した金額を確定申告書類で確認できない場合は、その内訳書（任意の様式でも構いません）も合わせて添付してください。
- 消費税及び地方消費税を除いた金額を記入できない場合は、１日当りの支給日額は最小額（25,000円）としてください。
- 添付書類については「新型コロナウイルス拡大防止協力金Ｑ＆Ａ」の「Q3-17」もご参照ください。

令和３年7月3日以前に開業している場合（要請開始前日までに６１日以上の営業実績がある場合）

□

開店日から令和３年9月1日までの合計の売上高
税抜　　円 ÷ 開店日から令和３年9月1日までの日数　　日 × 0.3 ＝　　円 → 千円未満切上げ → 支給日額（下限2.5万円、上限7.5万円）
①　　円

開店日（年月日をスラッシュで区切って記載（例：2021/1/31））

１日当りの支給額
①　　円 × 協力した日数(様式3-1から転記)　　＝ 協力金支給申請額　　円 ⇒ 様式１ **申請金額** に転記

令和３年7月4日以降に開業している場合（要請開始前日までの営業実績が６１日未満の場合）または消費税及び地方消費税を除いた金額を記入できない場合

□

１日当りの支給額
25,000　円 × 協力した日数(様式3-1から転記)　　＝ 協力金支給申請額　　円 ⇒ 様式１ **申請金額** に転記